

レンタル約款

株式会社未来クリエイト（以下「乙」）がお客様（以下「甲」）に対する賃貸借を含む契約（以下「レンタル契約」）について、甲は以下にご承諾頂くものとします。

第1条（総則）

1. 甲と乙との間のレンタル契約については、別途書面による合意がされない限りは以下条文の規定が適用されます。
2. この約款のほか、レンタル利用に際し乙が別途定める規約・細則等も、この約款の一部を構成するものとします。
3. 乙は乙の判断により、この約款（前項の規約・細則等も含む。以下同じ。）の変更をすることができるものとし、約款変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものとします。甲は予めこれを承諾するものとします。
4. 乙は、甲に対する事前または事後の通知なしに本約款を改定できるものとします。本約款の改定後、本サービス上に表記した時点で改定後の本約款を適用するものとし、変更後に利用があった場合は改定後の約款に同意したものとみなします。

第2条（商品の貸出）

1. 乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル契約書に記載するレンタル商品（以下「商品」）を貸出し、甲はこれを借り受けます。
2. 但し過去の利用に問題が認められる場合、お申し込みをお断りする場合がございますので予めご了承下さい。
3. 未成年の甲によるご利用につきましては、ご両親・保護者等法定代理人の同意を得た上でお申込みください。申込みの時点でその旨を乙に伝えていない場合、未成年の甲は民法21条所定の「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたとき」に該当するものとみなし、お申し込みをお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

第3条（レンタル期間）

1. レンタル期間は個別契約等に記載の期間とし、甲が乙に商品を返却した日を終了日とします。
2. レンタル期間内の商品早期返却による返金はありません。

第4条（レンタル料金・延滞料金・キャンセル料金）

1. 甲は乙に対し、レンタル料金を銀行振込によって支払います。
2. 乙の責任による故障・不具合を除き、商品が利用できない場合につきましてもレンタル料金は発生します。
3. 甲が商品の返却を遅滞した場合、返却期限の翌日から商品の返却が確認されるまでレンタル料金に対する日割計算による料金に加え、1日につき330円税込の延滞料金を支払う

ものとしします。

4. 9 台未満の商品のキャンセルにつきましては、レンタル開始日の 7 日前ではキャンセル料は発生せず、レンタル開始日の前日から 6 日前までのキャンセルにつきましては 30% のキャンセル料を申し受けます。10 台以上の商品のキャンセルにつきましては、レンタル開始日の 14 日前までは 30% のキャンセル料を、レンタル開始日の前日から 13 日前までのキャンセルにつきましては 50% のキャンセル料を申し受けます。

第 5 条（商品の引渡し）

1. 乙は商品を甲の指定する場所において引き渡し、それに要した費用は甲の負担とします。
2. 甲は乙から商品の引渡しを受けた後、速やかに状態を確認するものとし、商品に瑕疵があった場合引渡し後乙の 1 営業日以内に乙に通知するものとしします。通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものとみなします。

第 6 条（担保責任）

1. 乙は甲に対し、引渡し時に商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性その他一切の保証をいたしません。
2. 甲の責めに帰すべき事由によらない使用により、商品に故障または損傷が生じ、正常に作動しない場合には、乙の負担により修理または交換をします。甲の故意又は重過失により故障または損傷が生じた場合は、甲が責任を負うものとしします。

第 7 条（免責）

1. 次の各号の一に該当する場合、乙は責任を負わないものとしします。
 - ① ソフトウェアのインストール、周辺機器の接続等、甲が商品に変更を加えた場合
 - ② ソフトウェア自体の不具合
 - ③ ソフトウェアに起因してハードウェアに生じた障害
 - ④ 甲による商品の操作、及び設置上の過誤、それに伴う物理的破損
 - ⑤ 落雷、火災、地震等、天災地変に起因する問題
 - ⑥ その他、乙の故意または過失に基づかないもの
2. 前項各号に起因した商品の交換または修理による使用不能について、甲は乙に対し、レンタル料金の減額または損害賠償の請求を一切行わないものとしします。また、商品の交換または修理に過大な費用若しくは時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除できるものとしします。
3. 甲が商品内に保存したデータ（電子情報）の破損、消失に対し、乙は責任を負わないものとしします。
4. 甲は乙に対し、商品内に保存したデータの返還、修復、削除、賠償等の請求をせず、かつ甲は乙に対し、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権の権利を行使しないものとしします。本条はレンタル契約終了後 5 年間、有効に効力が存続します。
5. 甲は商品の返還、及び交換に伴う返還（以下「返還」）に際し、商品に蓄積されたデータ（電子情報）を消去して返還します。返還された商品にデータが残存していた場合、残存しているデータの漏洩等に起因する、甲またはその他の第三者に生じた損害に関し、乙は一

切責任を負わないものとします。

6. 商品がコンピューターウイルス、及びそれに類するプログラム（以下「ウイルス」）に感染した場合の被害に関し、乙は一切の責任を負わず、データ（電子情報）の修復に関しても、何らの義務及び責任を負わないものとします。

7. 乙から引き渡された商品を、甲は引渡時にウイルスに関し直ちに検査するものとし、その検査後に何ら異議を乙に申し出ない場合は、正常な状態で甲に引き渡されたものとします。

第8条（商品の使用、保管）

1. 甲は商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。

2. 甲は商品はその本来の使用目的以外に使用してはなりません。

3. 甲は乙の書面による承諾を得ないで商品の譲渡、転貸、質入及び担保への供与をいたしません。また甲は商品を分解、修理、調整、改造、汚染などしてはなりません。

第9条（商品の使用管理義務違反）

1. 商品が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の商品に対する所有権を侵害した場合には、甲は乙に対して紛失した商品の購入代金、損傷した商品の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済するものとします。

2. レンタル期間中に甲が商品自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。

第10条（レンタル期間の延長および商品買取）

1. 甲はレンタル期間満了日の10営業日前までに、乙に対しレンタル期間延長を申し出た場合、次の利用が決まっている場合等特段の事由がない限り乙はこれを承諾し、甲は延長期間のレンタル料金を乙所定の支払方法または支払条件に基づいて、支払うものとします。

2. 甲から商品の買い取りの申し出があった場合は、特段の事由がない限り乙はこの申し出を承諾します。譲渡代金については甲乙協議のうえ決めることとします。

第11条（商品の損害金）

1. 甲の過失による商品の故障及び水濡れについて、甲は商品の損害金として修理代金を銀行振込によりすみやかに乙に支払います。

2. レンタル期間中の商品の紛失については、甲の過失の有無を問わず、甲は損害金として商品代金を銀行振込によりすみやかに乙に支払うものとします。

3. レンタル期間終了日を30日間過ぎても返却がなされない場合には、甲の紛失とみなして、前項の通り支払うものとします。

第12条（商品の配送）

甲は乙の指定する配送業者が商品を配送することを承諾します。乙の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞等）については、乙は甲に対して一切の責

任を負わないものとします。

第13条（乙の権利の譲渡）

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡、若しくは担保に差入れることができます。

第14条（私物）

1. 甲は、返却にあたりレンタル商品以外の物を入れないように十分注意するものとします。
2. 乙は、返却時にレンタル商品以外の物が同梱されていた場合には1か月保管し、この保管期間を過ぎた場合には、理由を問わず破棄できます。
3. 前項の同梱品が甲の私物か否かにかかわらず、乙は補償・廃棄費用等につき責任を負わないものとし、甲が一切の責任を負うものとします。

第15条（解約）

甲はレンタル期間中、1か月前までに書面で通知することにより、レンタル契約を解約する事ができるものとします。

第16条（契約の解除）

1. 甲が次の各号いずれかに該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。また契約解除に起因して甲が被った損害に関し、乙は一切の責任を負いません。

- ① 料金の支払を遅延した場合。
- ② 甲が支払を停止した場合。
- ③ 商品が本人以外に譲渡、貸与された場合。
- ④ 商品が本人以外の占有におかれた場合。
- ⑤ 音信不通と判断した場合。
- ⑥ 甲が契約の履行が不可能な状態となった場合。
- ⑦ 商品の一部でも損害を与えたときまたは紛失した場合。
- ⑧ 本契約の各条項のいずれかに違反した場合。
- ⑨ その他、乙が不適切と判断した場合。

2. 前項各号に該当した場合は、レンタル契約の有無にかかわらず、甲は一切の期限の利益を喪失し、直ちに商品を乙に返却し、金銭債務の全額を弁済するものとします。また、乙に対してなお損害がある場合、甲はこれを賠償するものとします。

第18条（合意管轄）

本約款から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。